

令和 7 年 1 2 月 1 0 日
四国電力株式会社

伊方発電所における通報連絡事象（令和 7 年 1 1 月分）および 通報連絡事象に係る報告書の提出について

- 令和 7 年 1 1 月に、当社から愛媛県および伊方町ほか関係自治体に通報連絡した事象は以下のとおりであり、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事 象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所における協力会社作業員の負傷について	11 月 13 日	12 月 10 日	C
2. 伊方発電所 3 号機 補助建屋排気筒高レンジガスモニタ電源装置の不具合について	11 月 27 日	11 月 27 日	B

- 過去に発生した以下の通報連絡事象について、その後の調査結果を踏まえた原因と対策をとりまとめ、愛媛県および伊方町ほか関係自治体に報告書を提出いたしました。

事 象	発生日 (脆弱性解消日)※	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所 3 号機 海水淡水化装置塩酸注入系統弁からの塩酸漏えいについて	6 月 21 日	7 月 10 日	C
2. 伊方発電所 3 号機 特定重大事故等対処施設の電源設備の不具合について	7 月 30 日 (8 月 7 日)	9 月 10 日	C

県の公表区分 A：即公表

B：48 時間以内に公表

C：翌月 10 日に公表

PP：可能となった段階で速やかに公表

- ※ 県の公表区分では、特定重大事故等対処施設に係る異常事態のうち、C 区分の異常事態については、脆弱性が解消されたときを通報連絡があったときとみなし、翌月 10 日に公表することとなっている。

(別紙 1) 伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和 7 年 1 1 月分）

(別紙 2) 伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

以 上

伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和7年11月分）

1. 伊方発電所における協力会社作業員の負傷について

11月13日、伊方発電所で勤務する協力会社作業員1名が右足の痛みを感じたことから病院を受診するとの連絡がありました。

当該作業員は、11月12日、伊方発電所3号機取水ピット付近を通行中に段差にて右足を負傷し、11月13日になって、痛みを感じたため受診することとしたものです。

医師による診察の結果、「右足捻挫」と診断されました。

なお、当該作業員の被ばく、汚染はありません。

2. 伊方発電所3号機 補助建屋排気筒高レンジガスモニタ電源装置の不具合について

伊方発電所3号機は定期検査中のところ、補助建屋排気筒高レンジガスモニタ^{※1}の故障を示す信号が発信したことから、当直員が現地確認し、当該モニタのサンプリングポンプ^{※2}が停止していたことを確認しました。このため、係員にて状況を確認し、11月27日7時18分、詳細な点検が必要と判断しました。

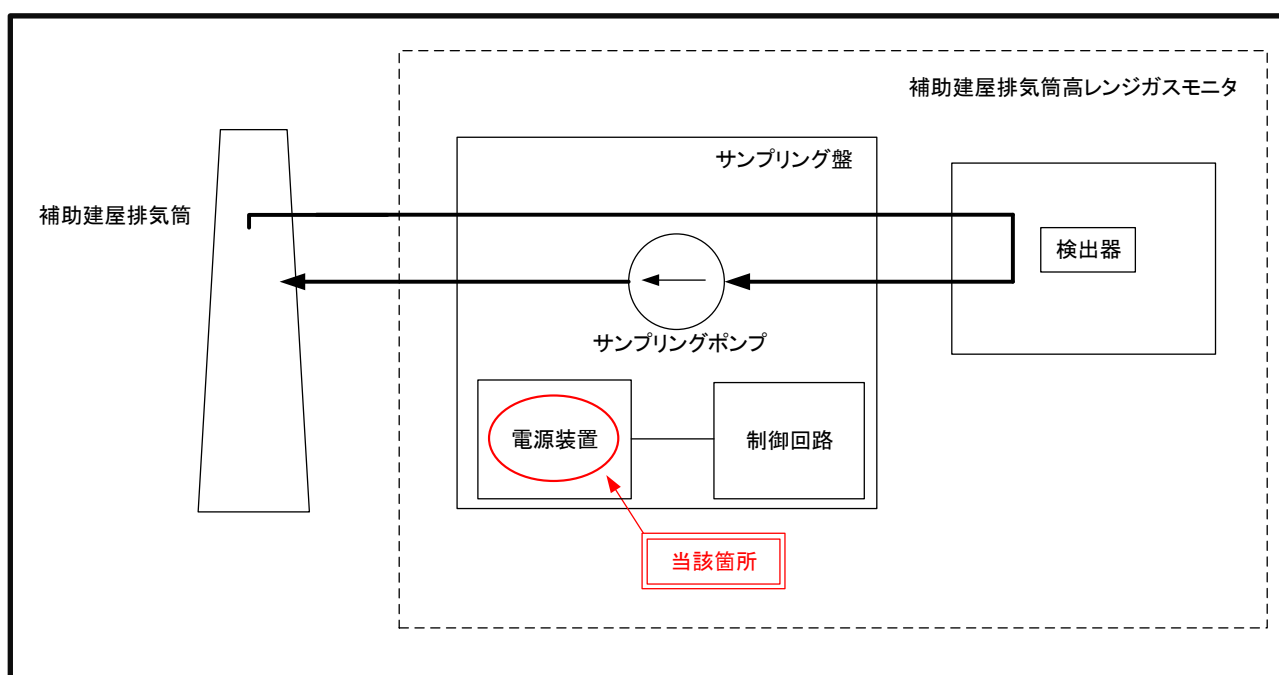
点検の結果、サンプリング盤内の制御回路の電源装置が不調であることを確認しました。その後、電源装置を予備品に取り替え、サンプリングポンプが正常に起動し、当該モニタの測定に問題がないことを確認したことから、同日14時30分、通常状態に復旧しました。

本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。

今後、詳細を調査します。

※1 事故発生時に原子炉補助建屋から排気される空気に含まれる高い放射線量を測定する装置。通常運転時や定検中に原子炉補助建屋から排気される空気中の放射線量については、補助建屋排気筒ガスモニタにて監視しており、高レンジガスモニタによる測定値は事故時にのみ使用する。

※2 原子炉補助建屋から排気される補助建屋排気筒内の空気を補助建屋排気筒高レンジガスモニタで測定するために吸気し、測定後の空気を補助建屋排気筒に戻すポンプ。



伊方発電所3号機 補助建屋排気筒高レンジガスモニタ概略系統図

伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

1. 伊方発電所3号機 海水淡水化装置 塩酸注入系統弁からの塩酸漏えいについて

○事 象

伊方発電所3号機は通常運転中のところ、海水淡水化装置^{※1}にて塩酸ガスの検知を示す信号が発信し、運転員が現地を確認した結果、液漏れを確認し、6月21日7時4分に化学員が塩酸^{※2}の漏えいを確認しました。

運転員が塩酸注入ポンプ^{※3}の出口弁等を閉止し、漏えいした約4リットルの塩酸は、ふき取り等を行うことで全て回収しました。

また、保修員が調査した結果、塩酸注入系統の弁からの漏えいであること、弁蓋^{※4}と弁箱^{※5}を固定するボルト4本のうち2本が折れ、弁蓋と弁箱の間に隙間があることを確認しました。

その後、当該弁は弁箱にボルトを埋め込んだ構造となっているため、当該弁の弁箱を取り替え、漏えいがないことを確認したことから、6月24日15時19分、通常状態に復旧しました。

なお、本事象によるプラントへの影響および周辺環境への放射能の影響はありません。

※1 発電所のプラント用水および生活雑用水に使用する真水（淡水）を海水から製造する装置。

※2 海水をpH調整するための薬品。

※3 塩酸を海水に供給するためのポンプ。

※4 弁を構成する部品であり、弁の上部に設置されている蓋。

※5 弁を構成する部品であり、弁の下部に設置されている容器。

○原 因

調査した結果、以下の要因により、当該弁からの塩酸漏えいに至ったものと推定しました。

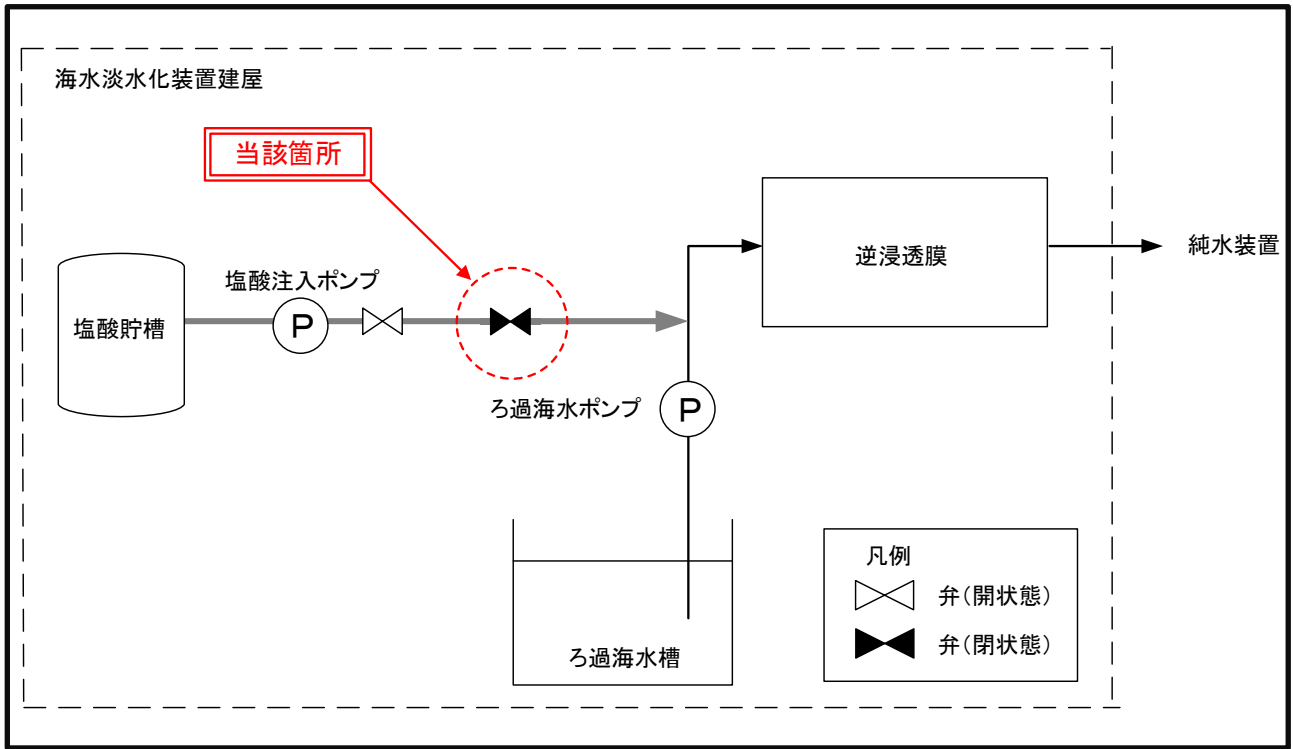
- ・当該弁の弁箱シート面にへこみが生じ、へこみから微小漏えいした塩酸がボルトに接したことで、弁箱と弁蓋を締め付けるボルトに腐食が発生し、減肉することでボルトの機械的強度が低下しました。
- ・当該弁の閉動作時、ダイヤフラム^{※6}が弁箱を押し込む力の反力により、ダイヤフラムと一体の構造である弁蓋が浮き上がる方向に力を受け、弁箱と弁蓋を締め付けるボルトに引張応力^{※7}が加わりました。
- ・腐食により機械的強度が低下したボルトが引張応力に耐えられず折損し、弁箱と弁蓋に隙間が発生したことにより、当該弁から塩酸が漏えいしました。

※6 弁内部の構成部品であり、弁箱に接触させることで流体を閉止する機能を有する消耗品。

※7 物体に引張荷重の外力を加えたとき、外力に応じて物体の内部に生じる抵抗力。

○対 策

- ・当該弁の取り替えを実施しました。
- ・薬品系統の類似箇所24台のうち23台は弁箱の取り替え実績がなく、残りの1台は弁箱の取り替え後、14年経過していることから、念のため、類似箇所24台の弁箱を取り替えます。
- ・分解点検時は、小さな異常（へこみ等）も見逃さないよう十分注意して目視確認を実施するよう、改めて作業員に周知を実施します。



伊方発電所3号機 海水淡水化装置 概略系統図

2. 伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設の電源設備の不具合について

○事 象

伊方発電所3号機は通常運転中のところ、特定重大事故等対処施設^{※1}の一部の電源設備^{※2}において、定期運転時に採取する運転データが過去実績と比べ差異があることから、継続監視および調査をしていましたが、7月30日10時30分、保修員が詳細な点検が必要と判断しました。当該電源設備の運転データは、管理値^{※3}内で推移しており、運転状態に問題がないことを確認していました。

その後、当該電源設備の部品を取り替え、確認運転を実施し、運転状態に問題がなく、運転データが過去実績と比べ差異がないことを確認したことから、8月7日14時10分、通常状態に復旧しました。

なお、本事象によるプラントへの影響および周辺環境への放射能の影響はありません。

※1 原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設。

※2 特定重大事故等対処施設の設備に電気を供給する設備。

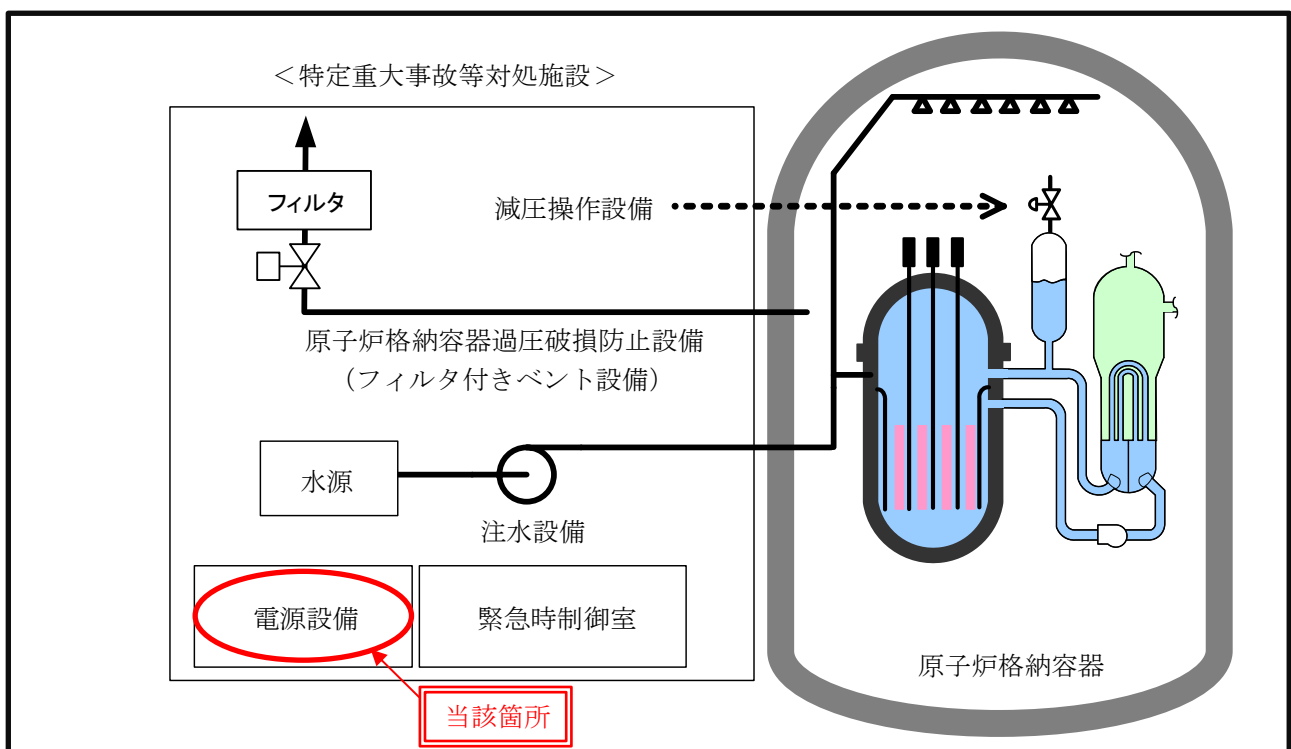
※3 運転データごとに定められた、設備が設計上想定された状況であることを確認するため、運用上定められた運転データの許容値。

○原 因

調査の結果、本事象は、当該電源設備の部品内で素子単体に電気的な偶発故障が発生し、正常な信号が電源設備に連携されなかったことが原因で、運転データ管理値内の変化が生じたものと判断しました。

○対 策

- ・当該電源設備の部品の取り替えを実施しました。
- ・当該電源設備の部品の不測事態に備え、速やかに復旧できるよう予備品を保有しました。



伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設 概略系統図